



第4期行革審 第7回審議会

2017.03.23(木)

審議会の提言を追い風に今、行革を実行に移す時!!

掛川市行財政改革審議会（会長 南学・東洋大学客員教授）は3月23日、掛川市役所で第7回の審議会を開き、昨年5月に諮問を受けた内のひとつ「公共施設などの総合的・計画的な管理」について、松井市長に中間答申を提出しました。

- 南会長「公共施設は市民の財産。今回の中間答申は、改革を行動に移してもらうためのもの。具体的な取り組みを進めてほしい。」
- 松井市長「行革を実行に移すとき、審議会の提言が追い風になる。大胆かつスピード感ある行政運営が必要で、内容を精査し早期に施策へ反映したい。」

（1）「発想の転換」による公共資産活用

- ・市民財産として、施設を多用途に使えるように工夫すること。
- ・声の大きい人の要望だけで施設整備の実施可否等を判断しないこと。
- ・施設利用者の受益者負担の適正化を行うこと。
- ・市長直轄の公共施設マネジメント専任部署を設置すること。

（2）施設をもたない、ソフト化による公共サービス

行政が施設を所有することを前提とせず、民間の資金やノウハウを生かしたPFI方式やリース方式を導入すること。

また、施設の再編整備をする際には、複合的利活用を前提にした施設の再配置を検討すること。

（3）「官民連携」による協働型施設整備・施設管理

行政の関与や禁止事項を減らし、利用者自らが自由に施設を活用、管理できる環境づくりを。

民間の発想で公共施設が持つポテンシャルを最大限に発揮し、市民生活をより豊かなものに。

